盛岡市観光審議会開催のお知らせ

令和８年度第２回盛岡市観光審議会を次のとおり開催します。

令和８年10月23日

盛岡市観光審議会

１　開催日時

令和８年10月28日（水）10時から11時30分まで

２　開催場所

盛岡市役所別館403会議室

３　報告事項

(1) 観光統計について

(2) 令和９年度宿泊税活用事業候補について

４　協議事項

第５期観光推進計画アクションプラン進捗状況について

５　傍聴定員

５人

６　傍聴の可否及び手続き

(1) この会議は一部傍聴することができません。傍聴できない部分は、次のとおりです。

報告事項(2) 令和９年度宿泊税活用事業候補について

(2) 傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行いますので、９時45分までに会場においでください。

(3) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

(4) 傍聴できない理由は、次のとおりです。

報告事項（2）には、審議、検討等に関する情報が含まれており、盛岡市情報公開条例第７条第４号に該当するため。

７　問い合せ先

盛岡市交流推進部観光課（電話：019-626-7539）

傍　聴　要　領

１　傍聴する場合の手続き

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

(2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第受付を終了します。

(3) 開会予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

２　会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が会議の傍聴に際し守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

３　会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

(1) 会議の開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。

(2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨げないでください。

(3) 会場において、飲食又は喫煙しないでください。

(4) 許可を得ないで、会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為を行わないでください。